

マイナンバー制度について考える

公認会計士 梅澤 泉

1. はじめに

2016年に入り、いよいよマイナンバー制度がスタートしました。マイナンバーという言葉は、すでに昨年から新聞広告やテレビCMなどを通じてあちこちで目にするようになりましたが、一方でマイナンバーが記載された通知カードの誤配達や悪質な詐欺事件なども一部で発生しており、色々な意味で話題に事欠かない制度という印象も受けたりします。期待や疑問、不安の入り混じった中で私たちはこの制度を正しく理解するとともに、今後どのようにしてマイナンバーと向き合っていけばよいのか、考察していきたいと思えます。

2. マイナンバー制度とは

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、住民票を有する国民一人ひとりに個人番号（マイナンバー）を付与し、複数の機関に存在する同一人の情報の確認に活用することで、行政を効率化し、国民の利便性向上及び公平かつ公正な社会を実現する社会基盤のことです。

利用可能分野は法令（マイナンバー法）により定められており、その概要は図表1のとおりです。これ以外でマイナンバーを使用することは目的外利用となり、禁止されている点に注意が必要です。

さらに社会保障分野の中には、教育に関連する分野も含まれています。教育関連分野について主なものをあげると図表2のようになります。

このように、マイナンバーの利用範囲は法令によって限定されているといいつつも、幅広い分野での使い道が予定されています。私たち一人ひとりにとって、具体的にどのような局面でマイナンバーが必要とされるのかについて、少し整理してみたいと思えます。

3. マイナンバーはこんな場面で使われる

マイナンバーは今後、私たちの日常生活の中であちこちに登場してくることになります。赤ちゃんか

らお年寄りまで、人生のライフサイクルの流れの中で見てみると以下の通りです。

まず赤ちゃんが生まれると、出生届が提出され、住民票登録が行われた時点でマイナンバーが作成され通知されることとなります。赤ちゃんが予防接種を受ける時には、予防接種の情報管理のためにマイナンバーが必要となってきます。自治体によっては、乳幼児医療費助成についてもマイナンバーが使われることもあります。

一方で保護者（親）は勤務先に対し、健康保険や年末調整のための扶養家族の追加申請を行うことになり、勤務先に赤ちゃんのマイナンバーを提出します。また市区町村に対し児童手当の申請を行う場合にも、公正な分配の観点からマイナンバーを申請書に記載することになります。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校に入ると、学校の管理下だけがや病気をした際の医療費や障害などに対する見舞金が支給されます。こうした災害共済給付制度における請求手続においても、本人のマイナンバーが求められます。

高校生、大学生になると、高等学校等就学支援金や奨学金の申請を行う場合にはマイナンバーが使用されます。またアルバイトを始めた時には、アルバイト先の企業などに対してマイナンバーを提出することになります。

成人になった際には、国民年金への加入のために、日本年金機構に対しマイナンバーを記載した書面を提出します。

企業（学校）などに就職し会社員（教職員）になると、入社の際に行われる雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの加入・申請手続や、給料に係る源泉徴収票の作成事務手続などのために、自分のマイナンバーを勤務先に提出します。自営業のように、個人事業主として仕事を開始する方は、税務署や自治体などに直接マイナンバーを届け出ることになります。

社会人になって、証券会社などに証券口座を開設したり、保険会社との間で保険契約を締結したりす

【図表1】マイナンバーの利用範囲

分野		説明	事務内容
社会保険分野 	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。	年金事務
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。	労働保険
	福祉・医療・その他分野	医療保険などの保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務などに利用。	社会福祉/高齢者福祉 児童福祉/障害者福祉 母子福祉/医療事務 介護保険
税分野 		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載。当局の内部事務などに利用。	国税 地方税
災害分野 		被災者生活再建支援金の支給に関する事務などに利用。	防災

【図表2】教育関連分野とマイナンバー

▶ 教育関連分野とマイナンバー

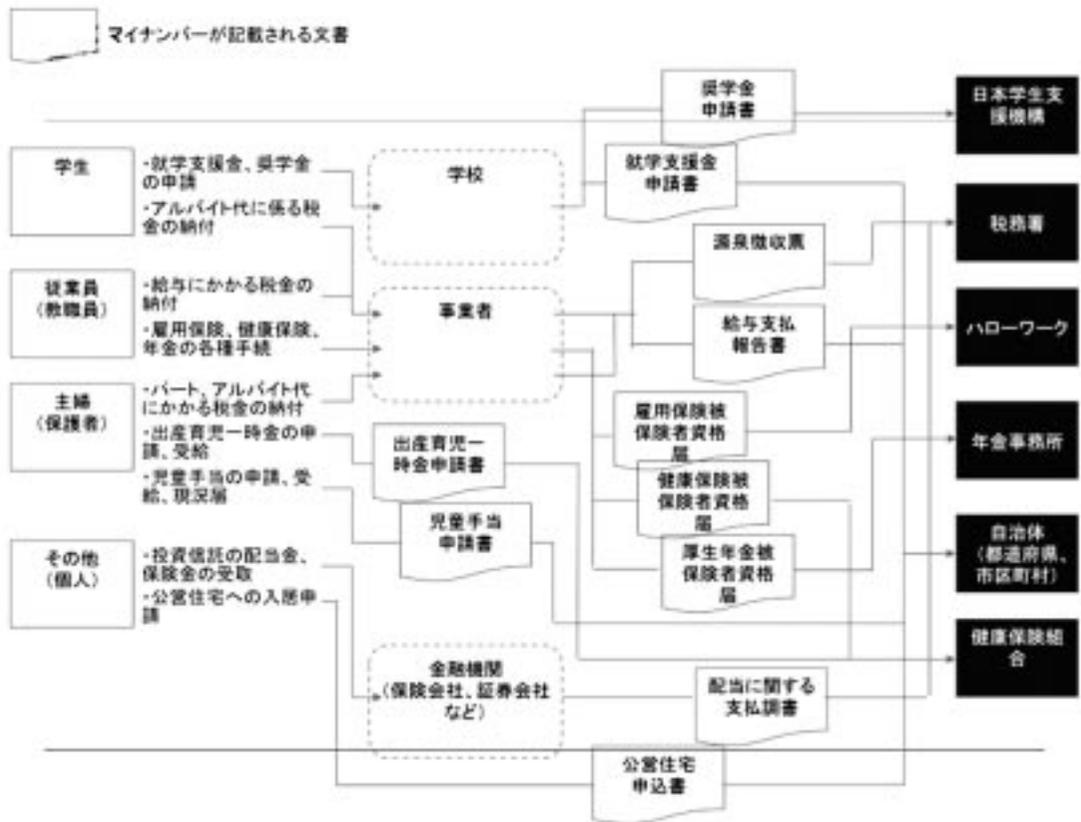
事務の名称	事務内容	マイナンバーの利用主体
奨学金の貸与等	経済的理由により就学困難な優れた学生等に対し、奨学金を貸与	(独)日本学生支援機構
高等学校等就学支援金の支給等	国公立高等学校等に在学する生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給	文部科学大臣、都道府県知事、教育委員会
要保護児童生徒援助費の支給等	経済的理由により医療費を支出することが困難な要保護者への医療費を補助	都道府県教育委員会、市町村教育委員会
特別支援教育就学奨励費の支給等	特別支援学校に在学する児童生徒等に対し、教科用図書購入費、学校給食費等を支給	文部科学大臣、都道府県教育委員会
災害共済給付関連事務	学校の管理下における児童生徒等の災害に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金及び死亡見舞金)を支給	(独)日本スポーツ振興センター
私学共済短期及び長期給付関連事務	私立学校教職員の病気、出産及び退職等に関する短期及び長期給付	日本私立学校振興・共済事業団

ると、マイナンバーを証券会社や保険会社に告知する必要があります。これは、証券会社から株式の配当を得たり、保険会社から保険金などを受け取ったりする際には、それぞれの会社が税務署に対し法定調書と呼ばれる書面を作成し提出する必要があるためです。

その他、40歳以降の介護保険や75歳以上の後期高齢者医療制度の適用対象者になった場合も、同様に申請の際にマイナンバーが使われることとなります。

このように、マイナンバーは一生を通じてさまざまな場面で活用されることになっていきます。

【図表3】主な手続きにおけるマイナンバー提出の流れ



4. 職場の中のマイナンバー

企業や教育機関等で働いている従業員（教職員）は、所得税、住民税の納税手続や雇用保険、健康保険、介護保険、年金などの加入・申請にあたり、決められた書類に自身や家族（配偶者、扶養親族）のマイナンバーの記載が求められることになります。税務署等の行政機関への書類の提出は、企業等の事業者を通じて行われることから、従業員はマイナンバーを自分の勤務先に提供することになります。

マイナンバーを提出する際には、勤務先から本人確認を受けることが求められています。本人確認手続については後述しますが、この時必要になる本人確認書類には、ご自宅に届いている通知カード（図表4）など、マイナンバーが記載されている公的な書類が必要となりますので、勤務先の求めに応じて提示することができるよう、準備しておくことが重要です。

職場の中ではこうした従業員（とその家族）のマ

イナンバー以外にも、さまざまな関係者のマイナンバーを取扱う可能性があります。たとえば高等学校であれば、就学支援金制度の適用を受けようとする生徒に対して、マイナンバーを記載した就学支援金申請書の提出を依頼し、当該書類を学校経由で都道府県に提出することになります。

職場側としては、収集したマイナンバーが勝手に持ち出されたり、マイナンバーを取扱う業務に関係のない従業員などに見られたりすることのないよう、マイナンバーを取扱う作業スペースや保管場所に関してセキュリティへの十分な配慮が必要となります。今回のマイナンバー法では、マイナンバーやマイナンバーを含んだ情報（特定個人情報）を悪意をもって漏えいさせた場合について、厳しい罰則を定めています。事業者はこうした違反者を社内から出さないように、さまざまな観点から安全管理を図ることが重要なポイントになります。

裏面のコピーをとられたりすることのないよう注意しなければなりません。

③マイナポータル

マイナポータルとは、ひと言でいえばインターネット上の個人専用サイトです。自分の情報を行政機関がいつどのようにやりとりしたのかが確認できるようになります。マイナポータルは2017年1月からの利用開始が予定されていますが、主な機能としては以下の通りです。

・情報提供記録表示機能

自分のマイナンバーが含まれた情報（特定個人情報）をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

・自己情報表示機能

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

・プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

たとえば自治体などから年金や予防接種、介護など各種のお知らせを受け取ることができる。

・ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能

たとえば引越しや死亡等のライフイベントに際し、電力、水道、ガス、金融機関等、公共性の高い多数の機関における手続の負担を軽減するために、変更情報の届出等を一括で行うことが可能となる。

・電子私書箱機能

行政機関や民間企業などからの各種通知や文書を電子的に受け取ることができるような機能

たとえば金融機関から顧客向けに、確定申告や年末調整の際に必要な住宅借入金残高証明書や保険料控除証明書などを、電子データとしてマイナポータル上の電子私書箱を通じてやりとりすることができる。

なお、マイナポータルは私たち個人が自分のパソコンやスマートフォン、タブレット端末等を使って直接アクセスすることが想定されたサイトです。そのため、なりすましの防止等、情報セキュリティに十分に配慮する必要があることから、マイナポータルを利用する際は、個人番号カードとカードリーダーを使い、個人番号カードに組み込まれている電子証明書機能を用いてログインする仕組みが考えられています。

このように、マイナンバー制度で世の中が便利になるためには、私たち一人ひとりに割り当てられた12桁の番号そのものだけではなく、個人番号カードやマイナポータルといった、この制度の中で新たに作られる仕組みや機能が重要な鍵になってくるといえます。

6. マイナンバーで将来はこんな世の中に

現在のマイナンバー制度は、2013年5月に制定されたマイナンバー法にしたがって適用されています。ただしマイナンバー制度は将来にわたってさまざまな局面で活用されていくことが想定されており、すでに2015年9月には改正マイナンバー法が成立・公布されています。

この改正マイナンバー法は、今のところ2018年頃から施行されることになっており、新たに金融分野や医療分野といった範囲での利用拡大が決まっています。具体的には、

・金融分野…金融機関の預貯金口座とマイナンバーを紐づけることにより、たとえばペイオフの際にマイナンバーを使った名寄せによる預貯金の合算が可能

・医療分野…転職した際、マイナンバーをもとに特定健診情報（メタボ健診情報など）を転職前の健康保険組合から転職先の健康保険組合に引き継いだり、引越しをした時にこれまで受診した予防接種の履歴情報を、転居前の自治体から転居先の自治体にスムーズに引き継いだりすることが可能
といったことが想定されています。

この他にも、戸籍事務（戸籍謄本の入手手続）、旅券発給事務（パスポートの申請手続）、自動車登録事務（自動車の所有者・使用者の住所変更手続）などにもマイナンバーの活用による事務効率化が検討されており、さらには個人番号カードを使ったインターネットショッピング、オンラインバンキング、ネット証券の認証手続を実現するといったビジネス上の利活用についても考えられている状況です。そのため、マイナンバー制度は今後ますます広がりを見せていくと思われます。

7. こんな点には要注意

一方で、マイナンバー制度はこうした利便性の反面、私たちが常に心掛けていかななくてはならない注意点も含んでいます。

①本人確認を求められたら

今後、私たちは日常生活の中で、職場や金融機関、市区町村などにマイナンバーを提供する機会が出てきます。その際、必ず実施すべき手続として本人確認手続があります。本人確認は、

- ・マイナンバーの提供者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）
- ・提出した12桁のマイナンバーが間違っていないことの確認（番号確認）

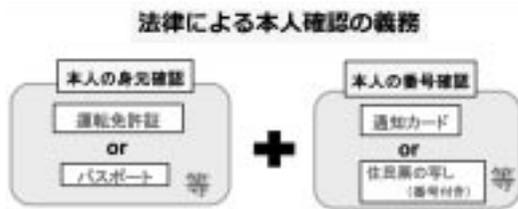
の2つの手続からなります。このため、マイナンバーを提供する際には、提出先の機関に対してこれらの確認に必要な書類を準備しなければなりません。本人確認書類としては、たとえば

- ・運転免許証（身元確認用）と通知カード（番号確認用）
- ・パスポート（身元確認用）とマイナンバーが記載された住民票（番号確認用）
- ・個人番号カード（番号確認と身元確認の両方が可能）

といったさまざまなパターンが考えられますので、今後マイナンバーの提供を求められた時にどのような書類の組合せにより本人確認手続をクリアするかについて、前もって準備しておくとう良いでしょう。

【図表6】本人確認資料

(内閣府資料より)



②住民票の交付申請は慎重に

2016年10月以降、住民票にはマイナンバー有りのものと無しのものを選択して交付を受けることができるようになります。市区町村によって住民票の申請書の様式は異なりますが、マイナンバー付の住民票を申請する場合は、申請書にその理由を記載することが一般的です。

繰り返しになりますが、マイナンバーはあらかじめ定められた利用目的以外で使用することは認められていませんので、マイナンバーが記載された住民票を申請する場合は、その必要としている目的を慎

重に確かめた上で交付手続を行うように心がけましょう。

③漏えいしないために

マイナンバー制度では、社会保障、税、災害対策の手続に必要な場合など、法律で定められている場合を除き、家族以外の他人のマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む特定個人情報を収集し保管したりすることは、たとえ本人の同意があっても禁止されています。

マイナンバーを他人に見られたり、万が一漏れたりしたとしても、マイナンバーだけで直ちに何かに悪用されることはありません。しかし、たとえば悪意を持った人物がマイナンバーを用いて個人情報の不適切な収集行為（名寄せ作業）を働いた結果、マイナンバーを含んだ情報（特定個人情報）を作り上げ、これらを不正に売買するといった事態に発展するおそれもあります。

マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、通知カードや個人番号カードをなくしたり、マイナンバーをむやみに提供したりしないように十分注意する必要があります。また身に覚えのない電話、手紙、メール、訪問などによってマイナンバーを聞き出すような詐欺行為を通じて、自分のマイナンバーをうっかり相手に伝えてしまうことのないよう心がけておくことも重要です。

④通知カード、個人番号カードを紛失してしまった！

通知カードや個人番号カードをなくしてしまった場合は、市区町村に紛失の届出を行い、再発行の手続をとることになります。個人番号カードの場合はこれに加えて、地方公共団体情報システム機構という組織が設けている「個人番号カードコールセンター」に連絡し、ICチップの機能停止の手続をとる必要があります。流出するのはマイナンバーだけでなく、氏名、住所、生年月日、性別も記載されていますので、なくしたことに気づいたら早めの対応を心がけましょう。

ちなみに、マイナンバーは国民一人ひとりに対して重複することなく付番される唯一無二の番号であり、一度指定された番号は原則として生涯変わることはありません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限っては、番号を変更できることになっています。いずれにしても、マイナンバーの記載されたカード

はうっかりなくすことのないよう、日頃から大切に保管しておくことが重要です。

8. おわりに

このように、マイナンバー制度はこの先より一層の広がりを見せることによって、将来にわたり私たちの生活の中の重要な社会基盤となることが期待されています。この制度が今後定着していくためには、

マイナンバーによるさまざまな利便性が高まる一方で漏えい・紛失によるプライバシーの侵害を避けていくことも重要です。すなわち行政機関や企業だけでなく、私たち一人ひとりが利活用とセキュリティのバランスに配慮しながら、生涯を通じて自分自身のマイナンバーと真剣に向き合っていく姿勢を持ち続けたいものです。

28年度用 実教出版の家庭科教材

【資料+成分表】～資料集と成分表を1冊で学べます！～

生活学 Navi 資料+成分表 2016

- ◆ 「生活」「自立・自活」をキーワードにした「資料+成分表」の決定版！
- ◆ 「日本食品標準成分表2010」準拠/日本人の食事摂取基準（2015年版）掲載
AB判/352ページ 定価864円（本体800円+税）

ニュービジュアル家庭科 資料+成分表 2016

B5判/336ページ 定価821円（本体760円+税）

ニューライブラリー家庭科 資料+成分表 2016

- ◆ 「生活力を高める」をキーワードとした「資料+成分表」です。
- ◆ 「日本食品標準成分表2010」準拠/日本人の食事摂取基準（2015年版）掲載
B5判/336ページ 定価821円（本体760円+税）

【成分表】

オールガイド食品成分表 2016

- ◆ 「日本食品標準成分表2010」の全食品を掲載しました。
- ◆ 「アミノ酸成分表2010」にも対応しています。
B5判/360ページ 定価810円（本体750円+税）

カラーグラフ食品成分表 2016

- ◆ 「日本食品標準成分表2010」, 「アミノ酸成分表2010」にも対応しています。
- ◆ 約800品目の食品を掲載しました。
AB判/232ページ 定価713円（本体660円+税）

【その他資料集・サブテキスト】

資料アクティブ家庭科 三訂版 2016

B5判/208ページ 定価778円（本体720円+税）

基本マスター フード&クッキング レシピ+成分表 三訂版

B5判/104ページ 定価514円（本体476円+税）

イラスト調理BOOK

B5判/160ページ 定価792円（本体733円+税）